

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 財政部
令和3年度4月～7月分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年8月26日～令和3年10月25日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 市税収納率の向上について

令和2年度決算において、市税収納率は95.2%で、前年度比0.2ポイント増であった。

納付方法の拡充を図るとともに、休日呼出指導による滞納整理や預貯金など換価性の高い債権の差押えを早期に行うなどの徴収努力がされており、収納率の向上が見られた。

しかしながら、令和3年7月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は2,814,157,734円であることから、今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年課税分の回収についても、滞納繰越が生じないように努力し、市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図られたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、財政課及び納税課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあつ

た。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(3) 交通事故の防止について

令和2年4月から令和3年7月までの間に、公用車の発進時における事故が2件、後退時における事故が2件発生した。後退時における2件の事故のうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

乗車前の公用車周辺の障害物等の把握及び後退時の安全確認を励行するとともに、後退時に同乗者がいる場合には、降車し誘導するよう指導されたい。

後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。